

平成 26 年 3 月  
適正処理施設部

## 東部山間埋立処分地の現状について

### 1 東部山間埋立処分地の建設

本市では、昭和 50 年から水垂埋立処分地において、ごみの焼却残灰及び不燃物の埋立処分を行っていたが、平成 6 年 4 月から埋立を開始した拡張地も平成 12 年 3 月に埋立を終了した。そのような状況の下、安定的な埋立処分地を確保するため、昭和 52 年 3 月の計画発表以来、22 年の歳月と約 523 億円の経費をかけて東部山間埋立処分地を整備し、平成 12 年 4 月から埋立を開始した。

しかし、三山の山並みに囲まれた歴史的景観や自然環境を保全しつつ、巨額の経費を要する新たな最終処分場を市内に確保することは極めて困難であり、当初、供用期間が 15 年とされていた、本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を市民の貴重な財産として 1 年でも長く使用していく必要があった。

#### 【参考 1】 処分場の概要

- ・ 面 積 総面積約 156 ha, うち埋立面積約 24 ha
- ・ 埋立容量 約 450 万 m<sup>3</sup>, うち覆土量約 100 万 m<sup>3</sup>
- ・ 受 入 物 焼却残灰 及び 本市 C C に持ち込まれた不燃ごみ  
 (平成 20 年 10 月：持込ごみの受入上限量引下げ (50 t/日 → 20 t/日)  
 平成 21 年 10 月：持込ごみの受入を廃止)
- ・ 事業期間 昭和 52 年 3 月 (計画発表) ～ 平成 11 年 11 月 (竣工) [22 年間]  
 (工事着手：昭和 57 年度)
- ・ 埋立期間 平成 12 年 4 月～ (平成 24 年 3 月末で 12 年経過)
- ・ 事業費 約 523 億円
- ・ 施設概要
  - 埋立用ダム : 重力式コンクリートダム (高さ 68m, 上部の幅 192m)
  - 進入道路 : 延長 4.5 km, 幅員 7.5 m (入口ゲート～ダムサイト)  
 橋梁 17 橋, トンネル 3 箇所
  - 浸出水処理施設 : 処理能力 1,000 m<sup>3</sup>/日 浸出水貯留槽 (10,000 m<sup>3</sup>) 方式 生物処理  
 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 (前処理施設でカルシウム除去)
  - 管理施設 : 総管理事務所 (管理棟, トラックスケール)  
 ダムサイト管理事務所, 管理用道路, 埋立地周辺道路等
  - 防災施設 : 治水利水ダム 重力式コンクリートダム (高さ 35m)  
 高川調整ダム, 音羽川砂防ダム等

### 2 東部山間埋立処分地の埋立状況

東部山間埋立処分地の有効埋立容量は 350 万 m<sup>3</sup> (埋立容量 450 万 m<sup>3</sup> - 覆土量 100 万 m<sup>3</sup>) であり、平成 24 年度末時点で約 110 万 m<sup>3</sup> が埋立済である。(残容量 240 万 m<sup>3</sup>)

## 【参考２】搬入実績

|    | 焼却量<br>(t) | 焼却残灰 (t) |               |                | エコランド<br>不燃ごみ<br>搬入量 ②<br>(t) | エコランド<br>搬入量合計<br>①+②<br>(t) | 備 考            |
|----|------------|----------|---------------|----------------|-------------------------------|------------------------------|----------------|
|    |            | 発生量全体    | フェニックス<br>搬入量 | エコランド<br>搬入量 ① |                               |                              |                |
| 12 | 764,444    | 101,028  | 14,679        | 86,349         | 36,770                        | 123,119                      |                |
| 13 | 728,944    | 121,341  | 15,936        | 105,405        | 34,303                        | 139,708                      |                |
| 14 | 676,443    | 111,055  | 15,724        | 95,331         | 21,706                        | 117,037                      |                |
| 15 | 669,083    | 109,075  | 14,613        | 94,462         | 22,776                        | 117,238                      |                |
| 16 | 652,507    | 104,681  | 11,939        | 92,742         | 25,594                        | 118,336                      |                |
| 17 | 640,823    | 99,316   | 14,236        | 85,080         | 23,530                        | 108,610                      |                |
| 18 | 620,007    | 94,157   | 13,902        | 80,255         | 19,924                        | 100,179                      | 家庭ごみの有料指定袋制開始  |
| 19 | 568,228    | 81,385   | 12,349        | 69,036         | 19,600                        | 88,636                       | プラ容器包装分別収集全戸拡大 |
| 20 | 531,486    | 76,619   | 10,544        | 66,075         | 15,772                        | 81,847                       |                |
| 21 | 501,183    | 72,485   | 9,760         | 62,725         | 7,749                         | 70,474                       | 告示産業廃棄物の受入を廃止  |
| 22 | 469,525    | 68,039   | 13,415        | 54,624         | 1,723                         | 56,347                       | 業者収集ごみの透明袋義務化  |
| 23 | 460,831    | 63,477   | 20,648        | 42,829         | 2,335                         | 45,164                       |                |
| 24 | 453,811    | 65,375   | 17,793        | 47,582         | 2,295                         | 49,877                       |                |

## ３ 焼却灰溶融施設整備計画の推進

平成８年度に、国において、国庫補助金を活用し、新たにごみ焼却施設を整備する場合には、最終処分場の延命を図るとともに、ダイオキシン類の飛散・溶出防止や焼却灰のリサイクルを推進するため、灰溶融設備の設置が義務付けられた。また、平成１０年度には、灰溶融施設（５ｔ／日以上）を単独で設置する事業についても国庫補助金の対象に追加された。

本市においては、国の動向や、平成１１年３月に、京都市廃棄物減量等審議会から、埋立処分量の削減に関して、「内陸都市である京都においては、埋立処分量の削減が大きな課題である。このため焼却灰の溶融施設等、その減容化に向けた新たな技術の導入と溶融によって生成される溶融スラグを道路材として活用するなどの施設整備も検討されたい」旨の答申をいただいたことを踏まえ、クリーンセンターから排出される焼却灰を減容化・安定化させることにより、最終埋立量を大幅に低減し、東部山間埋立処分地の延命を図るため、平成１２年３月に焼却灰溶融施設整備の基本構想を発表し、平成１７年３月に住友重機械工業（以下、「住友重工」という。）とプラント設備工事について契約し、その後、建築及び建築設備工事等についても契約を締結し、焼却灰溶融施設整備事業を進めてきた。

なお、既存のクリーンセンターに分散して溶融設備を設けるには、設置場所の確保が困難であり、また、当該工期が長期にわたること、さらには、分散して設置するより集中処理の方が費用面で有利であるなどの理由から、東部山間埋立処分地内に１箇所集中方式の溶融施設を設置することとした。

#### 4 プラント設備工事の契約解除

プラント設備工事については、住友重工との契約後、工事を進めてきたが、試運転中に度重なるトラブルが発生し、契約で定めた工期から3年以上経過してもなお、施設完成の最終段階の試運転中にもトラブルで運転が休止し、住友重工自らが最後の機会と認識した上で設定した期限である平成25年8月末日までに引渡すことが不可能となったため、8月1日、住友重工に対し口頭で契約解除を通告した上で、同月5日に正式に文書で契約を解除した。

#### 5 今後の対応

住友重工に対しては、平成25年11月29日、損害賠償等の請求を行い、督促文書等により、再三にわたり請求に応じるよう求めてきたが、これに応じようとしなため、平成26年2月市会に「損害賠償等の履行を求める訴えの提起」の議案について提案した。その議案について、2月21日に議決いただいたことから、今後、訴訟による解決を図っていく。

また、焼却灰溶融施設において発生したトラブルを検証した結果、焼却灰の溶融プロセス自体の問題ではなく、請負者である住友重工の責によるものと言わざるを得ない、との結論に至ったことから、東部山間埋立処分地の延命策については、一旦振り出しに戻し、より一層徹底したごみ減量・リサイクルの推進はもとより、あらゆるごみ処理技術・システムの進展、更には、ごみ量の動向等も踏まえて、本検討部会において審議していただき、年内を目途にまとめていただきたいと考えている。